

## 習志野市市民参加型補助金審査委員会設置要領

### (設置)

第1条 習志野市市民参加型補助金交付要綱(平成21年習志野市告示第111号)第7条第1項に基づき、習志野市市民参加型補助金の交付対象事業(以下、「補助対象事業」という。)の選考の審査等をするため、習志野市市民参加型補助金審査委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)補助対象事業の審査に関する事
- (2)補助対象事業に係る事業計画(変更・中止・廃止)の審査に関する事

### (組織)

第3条 委員会は、習志野市市民協働推進委員会の委員10名以内をもって組織し、委員は習志野市市民協働推進委員会の委員長の推薦に基づき、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、当該年度の補助対象事業が終了するまでとする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠委員は、本条第1項各号の委員会の委員の中から選任する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、副委員長は委員長を補佐する。
- 3 委員長不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定める前に招集する会議は、市長が招集する。

- 2 委員会の会議は、公開を原則とする。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、市民協働担当課において処理する。

### (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要領は、平成21年4月17日から施行する。

この要領は、平成23年4月 1日から施行する。

この要領は、平成24年4月 1日から施行する。

この要領は、平成28年4月 1日から施行する。